

審 議 結 果 速 報

(令和3年10月11日)

# 陳情3年危機管理第16号

鳥 取 県 議 会

## 文 書 表

議 会 資 料

## 陳情（新規）・地域づくり県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
3年－16 ( R3.09.01 )	危機管理	原発稼働の要件の中に、原子力災害時の避難計画を国が審査・検証する仕組みを作ることを求める 意見書の提出について	不採択 ( R3.10.11 )

## ▶陳情事項

鳥取県議会から国に対して、電力会社が原子力発電所を稼働するための要件の中に、原子力災害時の避難計画の実効性を国が審査・検証する仕組みを作るよう求める意見書を提出すること。

## ▶陳情理由

中国電力島根原子力発電所2号機の審査は、6月23日の原子力規制委員会において実質的に終了した。しかし、避難計画において、国（原子力規制委員会・内閣府）による実効性の審査・検証は行われてなく、原発稼働の要件にもなっていない。

現在、避難計画は、災害対策基本法及び原子力災害特別措置法をはじめとする関係法令に基づき、原発から30km圏内の自治体が地域防災計画・避難計画の策定を義務付けられている。しかし、ひとたび原発事故が起きると、地域住民の生命・身体及び財産に甚大な影響が生じることは、福島第一原発事故の教訓から明らかである。その意味で避難計画は原発稼働の要件として最も重要な部分と考えられる。

以上の理由より、原子力災害から地域住民の生命・身体及び財産を確実に保護するため、過酷事故の対応について、国が責任を持って審査・検証する仕組みが必要と考える。

## ▶提出者

原子力防災を考える県民の会 代表 山中 幸子

## ▶所管委員長報告（R3.10.11本会議）会議録暫定版

避難計画の実効性の審査・検証については、原子力発電所の再稼働要件になっていないものの、実質的には、再稼働前に国の原子力防災会議において、当該避難計画の具体性及び合理性について確認した上です承されるものであり、国と地域が一体となって訓練を実施し、継続的に原子力防災体制の充実・強化が図られるものであることから、不採択と決定いたしました。

## 現状と県の取組状況

執行部提出参考資料

危機管理局（原子力安全対策課）

### 【現 状】

- 1 我が国においては、法律上、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき定められた新規規制基準の適合審査によって原子力発電所の運転の可否が判断されるもので、避難計画の実効性の審査・検証は原発の再稼働要件になっていないが、実効性ある避難計画等の作成が必要とされている。
- 2 原子力防災対策については、「災害対策基本法」及び「原子力災害対策特別措置法」により、関係自治体は、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」に基づき、地域防災計画・避難計画等を策定することが義務付けられている。
- 3 また、原子力災害は国と自治体が緊密に連携して対応することが必要なことから、内閣府は、関係自治体が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、「地域原子力防災協議会」を設置し、この協議会において、関係自治体の地域防災計画・避難計画や国の対応等を取りまとめた「緊急時対応」が原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであると確認した後、国の原子力防災会議（原子力基本法に基づき内閣に設置され、議長は内閣総理大臣、全閣僚等が参加）で「緊急時対応」が了承される。
- 4 その後、国と地域が一体となり訓練を実施し、継続的に原子力防災体制の充実・強化が図られる。

### 【県の取組状況】

- 1 「島根地域の緊急時対応」については、9月7日に開催された原子力防災会議で了承された。
- 2 原子力防災会議での了承により、国においても本県の避難計画が一定の実効性があると認められたものと考えている。
- 3 本県では、県民の生命・身体・財産を守るため、島根原発の再稼働の有無に関わらず、事故を想定した防災体制を整備して、毎年の原子力防災訓練等に対応能力の向上を図るとともに、その結果を検証し、検証結果及び最新の知見に基づき、地域防災計画・避難計画を修正して、継続的に避難計画の実効性向上に努めている。